

2021年5月27日
株式会社 千葉興業銀行

株主総会情報を更新しました。

「第99回定時株主総会招集ご通知」および「第99回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」を掲載しております。

「第99回定時株主総会招集ご通知」および「第99回定時株主総会招集ご通知に際してのインターネット開示事項」は[こちら](#)

以上



The Chiba Kogyo Bank, Ltd.

第 **99** 回

定時株主総会 招集ご通知

2021

開催
日時

2021年6月25日（金曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催
場所

千葉県美浜区幸町二丁目1番2号
当行本店7階会議室

（裏表紙の株主総会会場のご案内をご覧ください。）

本株主総会につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大に対する対応策を実施致します。
また、その一環として、本年につきましては、株主総会にご出席の株主様へのお土産を取り止めさせていただきますことといたしました。何卒ご理解下さいますようお願い申し上げます。

目次

第99回定時株主総会招集ご通知	1
事業報告	6
計算書類	32
連結計算書類	35
監査報告書	38
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の配当の件	43
第2号議案 取締役9名選任の件	44
第3号議案 監査役3名選任の件	53
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	56
第5号議案 定款一部変更の件	57
第6号議案 取締役の報酬額改定の件	59
第7号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの具体的な内容決定の件	59

株式会社 千葉興業銀行

証券コード：8337

(証券コード 8337)
2021年6月3日

株 主 各 位

千葉県美浜区幸町二丁目1番2号

株式会社 千葉興業銀行

取締役頭取 梅田 仁 司

第99回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当行第99回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症への感染が懸念される状況が続いておりますので、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施の上で、開催させていただきます。

株主の皆様におかれましては、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、極力、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月24日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権行使に際しましては、4～5頁の「議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

なお、書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットの行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットで複数回数、議決権行使をされた場合は、最後の行使を有効な行使としてお取り扱いいたします。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 千葉市美浜区幸町二丁目1番2号 当行本店7階会議室
感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が昨年同様例年より大幅に減少しております。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。予めご了承のほど、よろしくお願い申し上げます。
3. 目的事項
報告事項
 1. 第99期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 事業報告の内容および計算書類の内容報告の件
 2. 第99期（2020年4月1日から2021年3月31日まで） 連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金の配当の件
 - 第2号議案 取締役9名選任の件
 - 第3号議案 監査役3名選任の件
 - 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第5号議案 定款一部変更の件
 - 第6号議案 取締役の報酬額改定の件
 - 第7号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの具体的な内容決定の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「当行の新株予約権等に関する事項」、「個別注記表」および「連結注記表」につきましては、法令及び定款第27条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆様にご提供いたしておりますので、添付書類には記載していません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、計算書類および連結計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「当行の新株予約権等に関する事項」、「個別注記表」および「連結注記表」も含まれております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイト（<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/>）に掲載させていただきます。

- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名を代理人として委任する場合には限られます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となります。
- ◎議決権の不統一行使をされる株主様は、株主総会の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により当行にご通知ください。
- ◎当日は節電対応のため、軽装にてご対応させていただきますので、ご了承くださいたくお願い申し上げます。
- ◎ご来場の株主様は、マスクの着用をお願い申し上げます。
- ◎会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
- ◎検温をさせていただき発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- ◎株主総会の運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- ◎本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会会場にご来場いただいた株主様へのお土産の配布はございません。
- ◎株主総会当日の様様につきましては、後日当行ウェブサイト (<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/>) に公開する動画にてご視聴いただくことができます。撮影に際し、ご出席株主様の容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映りこんでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- ◎株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により上記対応を更新する場合がございます。インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.chibakogyo-bank.co.jp/>) より、発信情報をご確認くださいませよう、併せてお願い申し上げます。

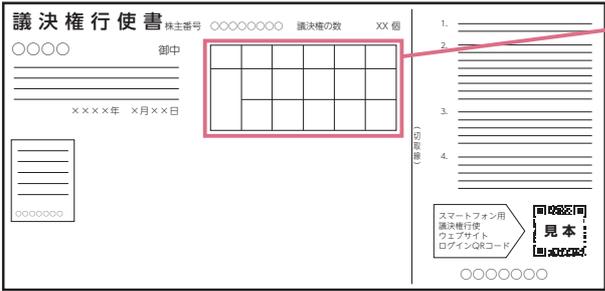


議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

 <p>書面（郵送）で議決権を行使される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2021年6月24日（木曜日） 午後5時到着分まで</p>	 <p>インターネットで議決権を行使される場合</p> <p>次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。</p> <p>行使期限</p> <p>2021年6月24日（木曜日） 午後5時入力完了分まで</p>	 <p>株主総会にご出席される場合</p> <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日 時</p> <p>2021年6月25日（金曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）</p>
--	---	--

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、4、5、6、7号議案

- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 >> **「否」** の欄に○印

第2、3号議案

- 全員賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 全員反対する場合 >> **「否」** の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> **「賛」** の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

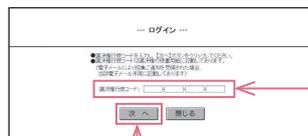
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 平日9:00~21:00)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社I C Jが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

添付書類

第99期 (2020年4月1日から
2021年3月31日まで) 事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

イ. 主要な事業内容

当行は、主として千葉県内の本支店において、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務等の銀行業務のほか、日本銀行歳入代理店等の代理業務、貸金庫業務、国債等公共債・投資信託・保険商品の窓口販売業務などの付帯業務を行い、幅広い金融商品・サービスの提供をとおして地域に密着した営業活動を展開しております。

ロ. 金融経済環境

当期のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い社会経済活動が制限され深刻な打撃を受けました。政府の各種経済対策等により一部には回復の兆しが見られたものの、度重なる感染拡大により依然として先行きは不透明な状況にあります。

当行が営業基盤とする千葉県経済におきましても、不要不急の外出自粛や大規模イベントの中止、経済活動の抑制などにより景気が落ち込みました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症のワクチンの普及等によって景気は緩やかに回復していくものとみております。

ハ. 事業の経過及び成果

■2020年度の取り組み

当行は2019年4月にスタートさせた中期経営計画「コンサルティング考動プロジェクト2022 ～より近く。より深く。ともに未来へ。～」に基づき、真のパートナーとして、地元お取引先を応援し、ともに地域経済を支え、未来に向けて成長を持続していくためのコンサルティング考動に、全行一丸で取り組んでまいりました。

(法人・個人事業主のお客さまに向けた取り組み)

法人・個人事業主のお客さまにつきましては、お客さまが抱える経営課題の把握・分析に基づき、外部専門機関との連携も行いながら、事業承継支援や営業斡旋・ビジネスマッチングの推進、不動産の有効活用提案、海外進出支援や海外販路拡大に向けたサポート等、本業である事業資金の融資に加え、積極的なコンサルティング機能の発揮に努めました。

2019年4月に、営業支援部内にコンサルティングサポートデスクを設置し、「事業承継」、「人材関連」、「経営効率化」の“3大ニーズ”に対応する高度なコンサルティングに対応する人材を配置しております。

また、県内金融機関において銀行本体による参入は当行が初めてとなる人材紹介業では、お取引先企業の幹部人材紹介を成約し、課題解決を図りました。

事業承継分野では、県内オーナー企業の事業承継に関する経営課題について状況把握を進め、各営業店と本部内の専門チームが連携し、課題解決のためオーダーメイドの対策提案を行っております。また、毎年開催している「事業承継・M&Aセミナー」をコロナ禍においてもオンラインで開催し、事業承継・経営承継を検討されるお客さまへの情報提供にも積極的に取り組みました。さらに、対応する行員の育成にも力を入れ、事業承継対策の一つであるM&Aに関して「M&Aシニアエキスパート」の資格を有する行員数を85名に増加させるなど、専門知識の習得とお客さまサポートの充実に向けた体制強化にも努めております。

アグリ・フードビジネス分野では、「農業経営アドバイザー」の資格を保有する担当者が、地域資源を活用した新商品開発や販路開拓に取り組んでおります。また、経営の多角化等を図る異業種からの農業参入支援については、農業法人の設立支援や観光農園設立の計画策定・栽培技術支援、福祉分野と連携した取り組みなど、幅広くご提案を行っております。

医療・介護・福祉分野では、新規開業サポート、病院・介護施設の開設や設備更新の資金調達・スキーム構築支援に積極的に取り組みました。また、医療事業者向けに、事業承継や経営課題解決に向けたオンラインセミナーを開催したほか、診療報酬・調剤報酬債権の流動化サービスなどの資金調達手段の拡充にも努め、お客さまの利便性向上を図っております。

このほか、地域貢献・活性化においては、「CCRC (Continuing Care Retirement Community)」をテーマとして、「生涯活躍のまち匝瑳」を目指す匝瑳市のプロジェクトに事務局として参加し、医療・介護を通じた地域住民間交流の活発化、移住・定住の増加につながるまちづくりにも積極的に取り組んでおります。

(個人のお客さまに向けた取り組み)

個人のお客さまにつきましては、さまざまなライフプラン・資金運用ニーズにお応えできるよう、定期預金、投資信託、保険等の商品ラインアップ充実に努めてまいりました。

インターネットバンキング

2021年3月にインターネットバンキングをリニューアルし、サービス開始登録終了後より預金残高や入出金明細の照会、定期預金のお取引などの機能が即時利用可能となりました(一部の取引を除きます)。また、パスワードを失念した場合でもインターネットバンキングの画面から初期化・再設定が可能となりました。

2020年10月からは、ちば興銀ポイントサービス「コスモスクラブ」の入会や積立式定期預金「マイドリーム」の口座開設などにおいて、パソコン・スマートフォンから申込み受付が可能となりました。これによりお客さまは、窓口にお越しいただくことなくさまざまなお手続きができるようになっております。

定期預金

定期預金については2020年10月に「GO!千葉JETS!応援定期」、12月に「ダイレクトコスモス」、2021年3月には「マリーンズ応援団定期2021」を発売しました。店頭およびインターネットバンキングからも預け入れができる商品となっており、コロナ禍におけるお客さまの多様なニーズにお応えしてまいりました。

個人ローン

個人ローンの分野では、ガンと診断された場合にローン残高が0円になるガン保障特約付商品の充実に努めております。住宅ローンでは、<ガン先進医療保障特約>や<上皮内ガン・皮膚ガン保障特約>が含まれる「ガン保障付住宅ローン」や8大疾病に対応した「安心の保障付住宅ローン<ハートフルプレミア>」をご用意しており、大変ご好評をいただいております。また、ご夫婦でお借り入れされる連帯債務型住宅ローン「パートネイド」は、ご夫婦ともにガン保障特約がセットされており、どちらかがガンと診断されても住宅ローン返済の心配がなく治療に専念できる画期的な商品となっております。

マイカー・教育・リフォーム・フリー資金・カードローンに対応した消費者ローンにおいても「ガン保障付の団体信用生命保険」を利用できるようになっており、お客さまのライフイベントに沿った商品・サービスの拡充に努めております。

2021年3月より、フリーローンに続き、WEB完結型のマイカーローンを導入いたしました。申込みから審査、契約までWEBサイト上で完結できるため、お客さまにおいては、窓口にお越しいただくことなくご融資を受けることが可能となりました。

引き続きお客さまの多様なニーズにお応えするとともに、非対面・非接触でもお取引が完結できるよう商品・サービスの拡充に取り組んでまいります。

(新型コロナウイルス感染症対策)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大とその長期化にともない影響を受けている法人・個人事業主のお客さまに対し、資金繰り支援や助成金の申請、販売先の斡旋、テレワーク体制の整備、経営計画の作成など、事業継続のための各種コンサルティング営業に積極的に取り組みました。

また、お客さまと行員の健康・安全確保を最優先に、飛沫感染防止のためのアクリル製スクリーンを窓口カウンターや応接スペースに設置するなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策も行いながら、営業を継続いたしております。

なお、ご利用のお客さまにはご不便をおかけしておりますが、2020年4月から新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と業務継続体制確保の観点から、全店でお昼時の1時間、窓口営業を休止する「昼時間窓口休業」を実施しております。

(ダイバーシティ推進に向けた取り組み)

当行は、従業員満足度（ES）向上策として、本部部署を対象とする「オフィスカジュアル」および全従業員を対象とした「通年ノーネクタイ」の開始、行員・スタッフ等の福利厚生拡充や地域経済の活性化を目的としたクーポンサイト「FUKURI」、「フレックスタイム制」、および「副業・兼業制度」の導入など県内金融機関では初となる先進的な制度を次々と導入しています。

また、人材重視の経営を掲げる当行は、行員一人ひとりの価値観や生活を大切にする取り組みを多方面から続けております。女性活躍促進に向けて、「ポジティブ・アクション」と「ワーク・ライフ・バランス」を重視した取り組みを積極的に進めており、具体的には女性行員の管理職への登用、営業店の融資事務・融資渉外業務や本部業務への職域拡大を推進しております。

「管理職への登用」への取り組みの結果として、女性の管理職（課長級以上）115名（登用率20.21%）、女性の営業店各課課長58名（登用率34.73%）、また、「融資事務・融資渉外業務や本部業務への配置」への取り組みの結果として、女性の融資事務・融資渉外業務担当者85名（配置率18.64%）、女性の本部業務担当者95名（配置率25.20%）となっております。

*上記登用率及び配置率は2021年3月31日時点の数値となります。

(サステナビリティへの取り組み)

当行は、企業理念である「地域とともに お客さまのために 『親切』の心で」に基づき、地域に根ざし、地域とともに存続・発展していく金融機関として、事業活動やCSR活動に取り組んでおります。地域やお客さまが抱える課題の解決に、行員一人ひとりがより親身に、誠実に考え、取り組み続けること、そして刻々と変化する環境に対し、ESG（環境・社会・ガバナンス）やSDGs（持続可能な開発目標）など、社会からの期待に応え続けることで、地域社会・地域経済への貢献、持続可能な社会の実現をめざしています。

環境

環境保全活動としては、海岸保安林の再生をめざして、これまでに5,000本の植栽を終え、引き続き草刈りなどの森林整備活動を行っております。また、館山市では環境性能に優れた電気自動車を活用して平日は営業車として利用し、休日は地元住民の方に貸し出すカーシェアリング事業の実証実験に参画し、温室効果ガスの排出削減に寄与しております。このほか、行員・スタッフによる環境美化活動へのボランティア参加など、当行は千葉県の豊かな自然環境を未来に引き継ぎ、地域社会・地域経済の持続可能な発展と新たな企業価値の創造に向けて取り組んでおります。

社会

地域貢献活動につきましては、千葉県が実施する子育て応援事業へ協賛し、対象商品の取扱件数に応じて一定金額を「千葉県安心こども基金」へ寄付する取り組みを続けております。また、金融経済教育の普及や、県内各種スポーツ大会・文化活動への協賛、「小さな親切」運動の推進、「コスモス交通安全協力会」を通じた県内新中学生への自転車事故防止反射板の贈呈など、長年にわたってさまざまなイベントを協賛・開催しております。

2020年度からの新たな取り組みとして、主として社会的養護下で育った子ども・若者たちの自立支援に取り組んでいる特定非営利活動法人に寄付を行い、「子どもの貧困問題」への支援を開始しました。また、コロナ禍において苦戦を強いられている県産品の消費拡大に向けて、県内企業を応援することを目的に、従業員による県産品の消費推進の取り組みを行うとともに、当行ホームページ内で県産品・県内観光の情報提供を行っております。

このほか、高齢者・障がい者に優しい店頭受け入れ態勢を充実させるために、店舗のバリアフリー化推進、車椅子の設置などの取り組みも行ってまいります。

ガバナンス

ガバナンス体制につきましては、27頁に記載の「業務の適正を確保する体制」をご覧ください。

■2020年度業績

(預金等)

当期末の預金残高は、コロナ禍における消費マインドの低下や、先行きの不安に対する支出の抑制などの影響により、法人、個人のお客さまともに大幅に増加し、2020年3月末比2,224億円増加の2兆7,816億円となりました。投資信託や年金保険等の預かり資産残高は、長期投資による資産形成のご提案や、相続対策ニーズへの対応などから取り扱いが堅調に推移した結果、3,399億円となっております。

(貸出金)

当期末の貸出金残高は、コロナ禍における地域のお客さまの資金ニーズに積極的にお応えしてまいりました結果、2020年3月末比1,383億円増加の2兆2,976億円となりました。このうち中小企業向け貸出残高は、実質無利子・無担保融資制度の利用や新規のお取引先拡大により同1,030億円増加の1兆1,533億円となっております。

また、住宅ローンの残高は、住宅販売会社との連携強化等により、2020年3月末比302億円増加の8,531億円となりました。引き続き、お客様の資金ニーズに積極的にお応えしてまいります。

(有価証券)

当期末の有価証券残高は、国債や地方債など円建て債券を積み増した結果、2020年3月末比407億円増加の5,286億円となりました。

(損益状況)

損益状況につきましては、貸出金利息が増加したものの、有価証券利息配当金の減少などにより「資金運用収益」は減少しました。一方、法人関係手数料が好調に推移し、「役務取引等利益」は増加しました。また不良債権処理費用は増加したものの、株式等関係損益が改善したことから、経常利益は2020年3月末比7億29百万円増加の66億45百万円、当期純利益は2020年3月末比4億18百万円増加の46億79百万円となりました。

(剰余金の配当)

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を確保するため内部留保の充実を図るとともに、安定的な配当に努めていくことを基本方針としております。当期の普通株式の配当につきましては、1株当たり3円の配当をいたしたいと存じます。また、当期の優先株式の配当につきましては、所定の配当をいたしたいと存じます。

二. 対処すべき課題

当行が営業基盤とする千葉県は、2021年3月末の人口が627万人を超えております。また、インフラ面では首都圏の交通混雑の緩和や地域の活性化を図ることを目的に計画された圏央道などの整備が着実に進むなど、今後、当行の事業を拡大できる大きなポテンシャルを有しております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の感染拡大・長期化による経済活動への影響が懸念されるのみならず、人口に占める高齢者の割合が上昇するなど中長期的には人口減少トレンドへの転換・少子高齢化への進展が見込まれております。また、低金利環境が当面継続することに加え、県内中小企業の経営課題や個人のお客様のニーズがますます多様化・高度化していくことを背景に、金融技術の進展等他業態を含めた金融競合の拡大が予想されます。

このような環境の中、当行は2019年4月より、中期経営計画「コンサルティング考動プロジェクト2022～より近く。より深く。ともに未来へ。」をスタートさせ、お客さまを第一に考える“コンサルティング考動の実践”を展開しており、高収益コンサルティング・バンクへの進化を掲げ、収益・自己資本の一層の向上を目指して、取組んでまいりました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大から緊急事態宣言が発出されるなど、経済への影響がでており、地域金融機関として地元地域経済を支えるため柔軟かつ迅速な対応が一段と求められている中、事業者・個人の皆様への積極的な支援に取組んでおります。お客さまの経営課題をともに解決することは、当行が現在、中期経営計画で掲げている「コンサルティング考動」の実践にほかならず、引き続き以下の点を重点課題として取り組んでまいります。

1点目は、効率化の推進です。デジタル分野では完全ペーパーレスの実現、非デジタル分野ではBPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング※1）による営業店事務の削減、RPA（ロボティック・プロセス・オートメーション※2）推進による本部事務の削減等、徹底した事務の効率化により、営業体力の捻出を図ってまいります。

2点目は、人材・組織基盤強化です。従業員のエンゲージメント・ES（エンプロイー・サティスファクション※3）の向上と同時に、自律成長を促すOJT（オン・ザ・ジョブ・トレーニング※4）により従業員一人一人のコンサルティングスキルの向上につなげ、また、行内を中心とした育成から異業種交流による人材育成へと幅を広げることで、多様化・高度化するお客さまのニーズにお応えする人材・組織基盤強化に努めてまいります。

3点目は、営業基盤の強化です。効率化の推進による営業体力の捻出と人材・組織基盤強化によるコンサルティングスキルの向上によってコンサルティング営業態勢を磐石なものとし、メイン戦略となる「コンサルティング考動の高度化」により、お取引先とともに未来を創る営業へ変革し、重層的な取引関係構築に努めてまいります。

当行は「高収益コンサルティング・バンクへの進化」を実現し、株主・お取引先・地域の皆さまからのご期待に一層お応えできるよう、役職員一丸となって取り組んでまいります。

※1…BPRとは、ビジネスのプロセスを抜本的に再設計しなおすこと。

※2…RPAとは、これまで人が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットにより自動化すること。

※3…ESとは、従業員満足度のこと。

※4…OJTとは、職場での実務経験を通してスキル向上を図る教育訓練のこと。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度
預 金	2,449,354	2,510,712	2,559,262	2,781,665
定期性預金	1,011,494	981,344	954,835	941,191
その他	1,437,860	1,529,367	1,604,427	1,840,473
貸 出 金	2,056,251	2,087,836	2,159,238	2,297,615
個人向け	760,245	794,795	820,487	859,095
中小企業向け	1,011,808	1,019,904	1,050,311	1,153,372
その他	284,198	273,138	288,440	285,149
商品有価証券	69	102	110	132
有 価 証 券	496,990	506,220	487,885	528,602
国 債	44,910	32,533	16,193	30,007
その他	452,080	473,687	471,691	498,595
総 資 産	2,718,884	2,793,404	2,829,432	3,228,092
内 国 為 替 取 扱 高	9,136,568	9,197,283	9,355,063	9,110,482
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 1,400	百万ドル 1,293	百万ドル 1,167	百万ドル 1,095
経 常 利 益	8,424	7,764	5,915	6,645
当 期 純 利 益	6,223	5,148	4,260	4,679
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 69 97	円 銭 52 80	円 銭 47 31	円 銭 55 91

- (注) 1. 記載金額は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益は、以下の算式により算定しております。

$$1 \text{ 株 当 たり 当 期 純 利 益} = \frac{\text{損益計算書上の当期純利益} - \text{優先配当額}}{\text{普通株式の期中平均発行済株式数} - \text{普通株式の期中平均自己株式数}}$$

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	1,342人	1,348人
平 均 年 齢	38年3月	38年2月
平 均 勤 続 年 数	14年7月	14年6月
平 均 給 与 月 額	394千円	409千円

- (注) 1. 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 使用人数は、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
 3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数

	当 年 度 末	前 年 度 末
千 葉 市	16店 (うち出張所一)	16店 (うち出張所一)
そ の 他 県 内	56店 (うち出張所一)	56店 (うち出張所一)
東 京 都	2店 (うち出張所一)	2店 (うち出張所一)
合 計	74店 (うち出張所一)	74店 (うち出張所一)

- (注) 上記のほか、当年度末において店舗外現金自動設備を112か所（前年度末111か所）、両替出張所を2か所（前年度末2か所）それぞれ設置しております。

- 当年度新設営業所
 当年度新設営業所はございません。

- (注) 当年度において、店舗外現金自動設備を
 イコアス千城台（千葉市若葉区）
 に新設いたしました。

- ハ 銀行代理業者の一覧
 該当ございません。

- 二 銀行が営む銀行代理業等の状況
 該当ございません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	916
---------------	-----

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
事務機械の新設入替	511

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

当行は親会社はございません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所在地	主 要 業 務 内 容	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
ちば興銀ビジネス サービス株式会社	千葉県美浜区幸町 2丁目2番2号	千葉興業銀行に係る事務 受託業務	百万円 10	% 100.00	—
千葉総合リース 株式会社	千葉県中央区富士見 1丁目1番17号	総合リース業務	90	5.00	—
ちば興銀カード サービス株式会社	千葉県中央区 本千葉町4番5号	信用保証業務・ クレジットカード・ 金銭貸付業務	100	100.00	—
ちば興銀コンピュータ ソフト株式会社	千葉県美浜区幸町 2丁目2番2号	コンピュータシステムの 開発・販売・保守管理・ 計算受託業務	30	5.00	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当行が有する子会社等の議決権比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 2021年4月1日を効力発生日として、当行を吸収合併存続会社、ちば興銀ビジネスサービス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行っております。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行62行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行62行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行62行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. 当行、株式会社千葉銀行、株式会社京葉銀行、6信用金庫、千葉県内17農業協同組合、農林中央金庫千葉支店、中央労働金庫、千葉県内3信用組合の提携により、C-NETシステム（共同資金決済システム）の相互利用によるC-NET代金回収サービスの提供を行っております。
5. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。
6. 株式会社セブン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。
7. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出しのサービスを行っております。
8. 株式会社イーネットとの提携により、コンビニエンスストア等の店舗内に設置した共同設置現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。
9. 株式会社ローソン銀行との提携により、現金自動設備による現金自動引出し及び現金自動預入れのサービスを行っております。
10. 株式会社池田泉州銀行、株式会社きらぼし銀行、株式会社群馬銀行、株式会社山陰合同銀行、株式会社四国銀行、株式会社筑波銀行及び株式会社福井銀行との間で、各行のデジタル化を連携・協働して進めていくための連携協定「フィンクロス・パートナーシップ」を締結しております。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
青柳俊一	取締役会長（代表取締役） 監査部	—	—
梅田仁司	取締役頭取（代表取締役）・CEO 秘書室	—	—
松丸隆一	取締役副頭取（代表取締役）・COO 副頭取執行役員 人事部、市場金融部	—	—
立野嘉明	専務取締役・専務執行役員 審査部、総務部、お客さまサービス部、市場業務部	—	—
神田泰光	常務取締役・常務執行役員 経営企画部、リスク統括部、 事務本部（総合事務部、事務集中部）	—	—
白井克己	常務取締役・常務執行役員 営業本部（営業企画部、営業支援部、営業推進部）	—	—
戸谷久子	取締役（社外取締役）	—	—
山田英司	取締役（社外取締役）	日本電子計算株式会社 代表取締役社長	—
杉浦哲郎	取締役（社外取締役）	—	—
加藤重人	常勤監査役	—	—
横山均	常勤監査役	—	—
安藤正紀	監査役（社外監査役）	—	—
坂本淳一	監査役（社外監査役）	—	—

- (注) 1. 取締役戸谷久子氏、山田英司氏、杉浦哲郎氏、監査役安藤正紀氏および坂本淳一氏は、東京証券取引所所有証券上場規程第436条の2にいう独立役員であります。
2. 監査役星野智史氏は、2020年6月25日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって、辞任いたしました。

(2) 会社役員に対する報酬等

イ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針

■当該方針の決定の方法

後記基本方針の下、ガバナンス委員会において当該方針について審議を行い、かかる審議を踏まえて、2021年2月25日開催の取締役会において、当該方針を決議いたしました。

■当該方針の内容の概要 (基本方針)

様々なステークホルダーの価値創造に資する経営の実現と当行の企業価値向上への貢献の意欲を高めるとともに、株主重視の経営意識を高める報酬体系とすることを基本方針としております。

具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、基本報酬（固定報酬及び業績連動報酬）と株式報酬型ストックオプションにより構成し、社外取締役の報酬は、その中立性及び独立性を高めるため、固定報酬のみとしております。

（固定報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針）

取締役の固定報酬は月例とし、役位職責、在任年数に応じて、他社水準、当行の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に決定します。

（業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針）

業績連動報酬等は、「当期利益計画の達成状況」と「各役員の当該年度における業務執行状況」を指標とし、毎年6月に年1回支給します。

非金銭報酬等は、株式報酬型ストックオプションとし、以下のとおり支給します。なお、ストックオプションとしての報酬額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの構成価額に、割り当てる新株予約権の個数を乗じて得た額となります。

- ・新株予約権の割当ての対象者

当行取締役（社外取締役を除く）

- ・新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式は当行普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とします（以下「付与株式数」といいます。）。

なお、割当日後に当行が、当行普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

また、当行が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当行が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当行は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

- ・新株予約権の総数

1,200個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。

- ・新株予約権の払込金額
新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル（※）等により算出した公正価額を払込金額とします。なお、当該払込金額は、各取締役が有する同額の当行に対する報酬債権と相殺するものとしてします。
 - ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該各新株予約権の行使により交付される付与株式数に1株当たり1円を乗じた金額とします。
 - ・新株予約権の権利行使期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で当行取締役会が定める期間とします。ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。
 - ・新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日から10日間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとします。
 - ・新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承諾を要するものとします。
 - ・行使時に交付すべき株式の1株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとします。
 - ・取得条項の内容
株主総会参考書類第7号議案のとおりです。
 - ・その他の内容
新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとします。
(金銭報酬の額、業績連動報酬等の額、又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針)
当行と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準も踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬の割合が高まる構成としております。
※…ブラック・ショールズモデルとは、原資産の現在価値、権利行使価格、行使期間等を用いるオプションの理論価格計算のモデル。
- 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が、当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
- 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、ガバナンス委員会が、上記決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に沿うものと判断しております。

□ 取締役及び監査役の報酬等の総額

(単位：百万円)

区 分	支給人数(対象となる役員の数)	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬		非金銭報酬等
			固定報酬	業績連動報酬	
取 締 役	9名	156	117	26	12
(うち社外取締役)	(3名)	(18)	(18)	(—)	(—)
監 査 役	4名	36	36	—	—
(うち社外監査役)	(2名)	(8)	(8)	(—)	(—)
計	13名	192	153	26	12

- (注) 1. 上表には2020年6月25日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 業績連動報酬に係る指標は、代表取締役である取締役は「当期利益計画の達成状況」とし、代表取締役以外の取締役は、「当期利益計画の達成状況」と「各役員の前年度における業務執行状況」としてしております。当該指標を選択した理由は、取締役の当行業績及び企業価値向上への貢献意欲を高めるためであり、達成状況や業務執行に応じ、基準額の0%~130%の範囲で変動いたしますが、上位の役位ほど業績連動報酬の割合が高まる構成としております。なお、当事業年度における業績連動報酬に係る指標目標(当期利益計画)は45億円で、実績は46億円(達成率は103%)となりました。各役員の前年度における業務執行状況は、概ね目標値以上を達成しております。
4. 非金銭報酬等の内容は当社が発行する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権であり、割り当ての条件等は、「イ.役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。また当事業年度における交付状況は「(2) 当事業年度中に使用人等に対し交付した当行の新株予約権等に関する事項」に記載しております。
5. 取締役の金銭報酬の額は、2014年6月27日開催の第92回定時株主総会において年額144百万円以内と決議しております(使用人兼取締役の使用人分給与は含まない)。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち社外取締役は0名)です。
また、金銭報酬とは別枠で、2014年6月27日開催の第92回定時株主総会において、株式報酬型ストックオプションの額として年額30百万円以内、また、2020年6月25日開催の第98回定時株主総会において、発行する新株予約権の総数の上限を年1,200個(社外取締役は付与対象外)と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役(社外取締役を除く)の員数は6名です。
6. 監査役の金銭報酬の額は、2014年6月27日開催の第92回定時株主総会において年額60百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。
7. 当行の取締役及び監査役の報酬の総額は、株主総会において役員報酬限度額を決議し、その範囲内で、取締役の個人別の報酬額は取締役会の諮問機関である「ガバナンス委員会」の答申を踏まえ取締役会が決定し、監査役の個人別の報酬額については監査役会が決定します。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
戸 谷 久 子	会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がない場合に限り、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
山 田 英 司	
杉 浦 哲 郎	
安 藤 正 紀	
坂 本 淳 一	

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

被保険者の範囲	役員等賠償責任契約の内容の概要
当行取締役、監査役及び執行役員	会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を損害保険ジャパン株式会社と締結しております。保険料は特約分も含め当行が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。 当該保険契約では、被保険者である取締役、監査役及び執行役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとされておりますが、被保険者ごとの損害賠償請求てん補限度額及び総てん補限度額が定められております。 加えて、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

※2021年3月1日以降有価証券報告書公表予定日（6月末）の間に締結する役員等賠償責任保険契約はありませんが、保険期間を「2020年10月1日～2021年10月1日」とする役員等賠償責任保険契約について上記の内容で締結しており、期日到来後、当該契約は更新の予定です。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
戸谷久子	—
山田英司	日本電子計算株式会社 代表取締役社長
杉浦哲郎	—
安藤正紀	—
坂本淳一	—

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
戸谷久子	5年9か月	当事業年度に開催した15回の取締役会のうち、15回に出席しております。（出席率100%）	各取締役会に出席し、「社外・第三者」の立場から、知識・経験に基づく意見具申を行い、当行の経営の健全性・透明性の維持に寄与しております。千葉県での地方行政の豊富な経験と実績を有しており、かかる経験と実績を活かし、客観的な視点から当行の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されていたところ、当行のコーポレートガバナンス体制強化を図るとともに、取締役会を始めとした場で地方創生や女性活躍推進に対する助言等を行うなど、同取締役に期待された役割に応じ、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。
山田英司	3年9か月	当事業年度に開催した15回の取締役会のうち、15回に出席しております。（出席率100%）	各取締役会に出席し、「社外・第三者」の立場から、知識・経験に基づく意見具申を行い、当行の経営の健全性・透明性の維持に寄与しております。システム関連の会社役員として豊富な経験と実績を有しており、当行のコーポレートガバナンス体制強化を図るとともに、取締役会を始めとした場でITやDXに関わる助言等を行うなど、同取締役に期待された役割に応じ、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。

氏 名	在任期間	取締役会及び監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況
杉 浦 哲 郎	1年9か月	当事業年度に開催した15回の取締役会のうち、15回に出席しております。（出席率100%）	各取締役会に出席し、「社外・第三者」の立場から、知識・経験に基づく意見具申を行い、当行の経営の健全性・透明性の維持に寄与しております。みずほ総合研究所株式会社副理事長を務めたエコノミストとしての知見・経験を踏まえ、当行のコーポレートガバナンス体制強化を図るとともに、エコノミストとしての知見を活かして取締役会を始めとした場で助言を行うなど、同取締役役期待された役割に応じ、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。
安 藤 正 紀	3年9か月	当事業年度に開催した15回の取締役会のうち、15回に出席しております。（出席率100%）また、当事業年度に開催した14回の監査役会のうち、14回に出席しております。（出席率100%）	各取締役会及び監査役会に出席し、「社外・第三者」の立場から、知識・経験に基づく意見具申を行い、当行の経営の健全性・透明性の維持に寄与しております。明治安田生命保険相互会社等の経営に携わる等豊富な経験と実績を有しており、かかる経験と実績を活かし、客観的な視点から当行の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されていたところ、経営に関する知見に基づき監査役会を始めとした場で助言を行うなど、同監査役役期待された役割に応じ、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。
坂 本 淳 一	1年9か月	当事業年度に開催した15回の取締役会のうち、15回に出席しております。（出席率100%）また、当事業年度に開催した14回の監査役会のうち、14回に出席しております。（出席率100%）	各取締役会及び監査役会に出席し、「社外・第三者」の立場から、知識・経験に基づく意見具申を行い、当行の経営の健全性・透明性の維持に寄与しております。損害保険ジャパン株式会社等の経営に携わる等豊富な経験と実績を有しており、かかる経験と実績を活かし、客観的な視点から当行の業務執行を監督する役割を果たすことが期待されていたところ、経営に関する知見に基づき監査役会を始めとした場で助言を行うなど、同監査役役期待された役割に応じ、経営に対する監督等の職務を適切に遂行しました。

(3) 社外役員の意見

該当ございません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数

普通株式	296,000千株	第二種優先株式	5,000千株
第四種優先株式	7,500千株		
第1回第五種優先株式	700千株	第2回第五種優先株式	700千株
第3回第五種優先株式	700千株	第4回第五種優先株式	700千株
第5回第五種優先株式	700千株	第6回第五種優先株式	700千株
第7回第五種優先株式	700千株	第8回第五種優先株式	700千株
第9回第五種優先株式	700千株	第10回第五種優先株式	700千株
第1回第六種優先株式	700千株	第2回第六種優先株式	700千株
第3回第六種優先株式	700千株	第4回第六種優先株式	700千株
第5回第六種優先株式	700千株	第6回第六種優先株式	700千株
第7回第六種優先株式	700千株	第8回第六種優先株式	700千株
第9回第六種優先株式	700千株	第10回第六種優先株式	700千株
第1回第七種優先株式	700千株	第2回第七種優先株式	700千株
第3回第七種優先株式	700千株	第4回第七種優先株式	700千株
第5回第七種優先株式	700千株		

(注) 第1回ないし第10回第五種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500,000株、第1回ないし第10回第六種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500,000株、第1回ないし第5回第七種優先株式の発行可能種類株式総数は併せて2,500,000株をそれぞれ超えないものとしております。

発行済株式の総数

普通株式	62,222千株	第二種優先株式	4,000千株
第1回第六種優先株式	600千株	第1回第七種優先株式	653千株
第2回第七種優先株式	4千株		

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数

普通株式	11,816名	第二種優先株式	1名
第1回第六種優先株式	22名	第1回第七種優先株式	176名
第2回第七種優先株式	385名		

(3) 大 株 主

イ 普通株式

株主の氏名又は名称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	9,583千株	16.17%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 □)	3,757	6.34
株式会社日本カストディ銀行 (信託□)	2,012	3.39
千 葉 興 業 銀 行 行 員 持 株 会	1,283	2.16
坂 本 飼 料 株 式 会 社	1,249	2.10
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,158	1.95
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 □ 9)	1,028	1.73
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	926	1.56
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	862	1.45
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 □ 5)	770	1.29

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は自己株式 (2,977,701株) を控除して、算出しております。

ロ 第二種優先株式

株主の氏名又は名称	当 行 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数 等	持 株 比 率
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	4,000千株	100.00%

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

ハ 第1回第六種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
東京建物株式会社	100千株	16.66%
芙蓉総合リース株式会社	100	16.66
みずほリース株式会社	100	16.66
安田不動産株式会社	100	16.66
株式会社クレックス	30	5.00
株式会社サトー商会	25	4.16
東武鉄道株式会社	20	3.33
株式会社オリエンタルランド	15	2.50
成田山新勝寺	15	2.50
公益財団法人日産財団	15	2.50

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

二 第1回第七種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
大成建設株式会社	40千株	6.12%
沖電気工業株式会社	20	3.06
株式会社クレックス	20	3.06
住友不動産株式会社	20	3.06
東京建物株式会社	20	3.06
明治安田生命保険相互会社	20	3.06
株式会社ヤクルト本社	18	2.75
芙蓉総合リース株式会社	16	2.45
サッポロホールディングス株式会社	12	1.83
イオン株式会社	10	1.53
株式会社カクタ	10	1.53
キッコーマン株式会社	10	1.53
坂本飼料株式会社	10	1.53
損害保険ジャパン株式会社	10	1.53
成田山新勝寺	10	1.53
平山恒産株式会社	10	1.53
フクダ電子株式会社	10	1.53
安田不動産株式会社	10	1.53

- (注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

ホ 第2回第七種優先株式

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
坂本飼料株式会社	0千株 (300株)	6.33%
成田山新勝寺	0 (300)	6.33
安房運輸株式会社	0 (255)	5.38
株式会社堀江商店	0 (200)	4.22
妙中鉱業株式会社	0 (200)	4.22
株式会社千葉マツダ	0 (200)	4.22
学校法人東京聖徳学園	0 (200)	4.22
株式会社クレスクス	0 (200)	4.22
個人株主	0 (157)	3.31
株式会社津久勝	0 (100)	2.11
山一興産株式会社	0 (100)	2.11
鎌ヶ谷巧業株式会社	0 (100)	2.11
株式会社大西熱学	0 (100)	2.11
宗教法人立正安国会	0 (100)	2.11
株式会社内山アドバンス	0 (100)	2.11

- (注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。なお、括弧書にて1株単位の持ち株数も表示しております。
 2. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY新日本有限責任監査法人 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤井 義博 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬	60	当行は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である会計に関する助言業務を委託し、対価を支払っています。

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する金銭その他の財産上の利益の合計額は91百万円であります。
 3. 当行と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記「当該事業年度に係る報酬等」の金額はこれらの合計額を記載しています。
 4. 当行監査役会は、会計監査人の監査計画、職務遂行状況、報酬見積もりの妥当性などを検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。

(2) 責任限定契約

会計監査人と当行との間の責任限定契約はございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当する場合は、監査役全員の合意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨およびその理由を報告いたします。

6. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は特に定めておりません。

7. 業務の適正を確保する体制

当行は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、当行グループにおける業務の適正を確保するため、以下の11項目の体制整備を図っております。

なお当行は、2021年4月28日開催の取締役会で「内部統制システム構築の基本方針」の事業報告への開示に係る見直しを行いました。改定後の内容は以下の通りです。

1. 当行の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 代表取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、全行横断的なコンプライアンス態勢の整備及び問題点の把握に努めております。
- ② コンプライアンスの基本方針、コンプライアンスの基本方針細則、コンプライアンス統括部署を定めコンプライアンスの推進を行っております。
- ③ 部署毎にコンプライアンス管理者を設置し、コンプライアンスの遵守状況のチェックを実施しております。
- ④ コンプライアンス活動の指針となるコンプライアンスマニュアルを整備するとともに、コンプライアンスプログラムを定め、コンプライアンス活動を具体的に実施しております。
- ⑤ 取締役会は、コンプライアンスに関する事項等の業務執行状況について定期的に報告を受けることにより、取締役等の業務執行を適切に監督しております。
- ⑥ 反社会的勢力への対応については、コンプライアンスの一環と位置付け、統括部署をリスク統括部と定めるとともに、千葉興業銀行行動憲章、コンプライアンスマニュアル等の規程を制定し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、関係遮断を徹底しております。
- ⑦ 業務部門から独立した内部監査部門を監査部と定め、財務報告の信頼性を含む内部管理態勢の適切性及び有効性を検証しております。
- ⑧ 法令等に違反する行為の早期発見及び是正を目的として、内部通報制度「コンプライアンス・ホットライン」を設置しております。

2. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 情報セキュリティポリシー等の情報管理関連規程類に従い、取締役の職務執行に関する情報を適切に保存・管理を行う体制を構築しております。
- ② 取締役会議事録・資料、稟議書・報告書については重要情報として管理しております。
- ③ 株主や顧客に当行をご理解いただくため、当行の経営内容・方針等をより分かり易くお知らせすることを基本として、情報開示方針（ディスクロージャーポリシー）を制定して広報・IR活動の充実を図っております。

3. 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 業務に内在する主要リスクに係る管理方針及び管理規程を定めております。
- ② 方針・規程に沿って適切にリスクを管理するため、リスク毎にリスク管理部署を設置するほか、統括部署及び組織横断的なリスク管理委員会を設置しております。
- ③ リスク管理部門は収益部門から分離させ、相互牽制機能が発揮できる体制を構築しております。
- ④ 当行の直面するあらゆる緊急事態によって、人命、当行の財産や社会的信用が失われるおそれがある場合に、通常業務を超えて事前・事後の緊急対策を実施しております。

4. 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 執行役員制度の導入と併せ、経営会議及び各種委員会を設置し効率的な職務執行を確保できる体制を構築しております。
- ② 取締役会は、経営計画を策定し、当行の業務に関する重要な事項を決定し、取締役及び執行役員の職務の執行を監督しております。
- ③ 取締役会は職務分掌や職務権限を定め、効率的な運営を図るとともに相互に牽制する体制を構築しております。

5. 当行並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当行の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当行への報告に関する体制
当行は、連結子会社について管理規程を定め、経営、コンプライアンス、各種リスクについて当行と同様の適正な業務運営を確保できる体制を構築するとともに、連結子会社に対し重要な事項又は必要と認められた事項について協議・報告を求めることができます。
- (2) 当行の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当行は、連結子会社に対するリスク管理に当たっては、連結子会社がリスク管理体制を整備するための支援・指導を行うとともに、連結子会社に所在する各種リスクを法令等に抵触しない範囲で統合的に管理しております。
- (3) 当行の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制
当行は、連結子会社について職務分掌や職務権限を定める等、効率的な業務運営を確保できる体制を構築するとともに、各管理所管部署より、必要に応じて指導・支援を行っております。
- (4) 当行の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当行は、連結子会社が適切なコンプライアンス体制を構築するよう、一元的に把握管理するため、連結子会社より、コンプライアンスの遵守状況等について定期的及び必要に応じて都度、報告、事前協議を受けるものとし、また、連結子会社からの報告等に基づいて適切な対応を行っております。
 - ② 法令等に違反する行為の早期発見及び是正を目的として、連結子会社は、各社が内部通報制度を設置しております。

- (5) その他の当行並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当行は株式会社みずほフィナンシャルグループの持分法適用関連会社であることから、同社がグループ統一の基準で定めた「子会社等経営管理規程」を遵守し、同社の子会社である株式会社みずほ銀行に重要事項の事前通知・報告を行い、同行から経営管理を受けております。
 - ② 当行は、リスク管理、コンプライアンス、内部監査について、株式会社みずほフィナンシャルグループが定めた基本方針に基づき株式会社みずほ銀行が定めた基本方針に則り、同行から管理を受けております。
6. 当行の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
内規において監査役室を設置し、分掌業務を規定しております。
7. 前号の使用人の当行の取締役からの独立性及び当行の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役は、監査の実効性確保の観点から、補助使用人の業務執行者からの独立性の確保に努めております。
 - ② 監査役室に属する使用人の人事異動・評価及び監査役室の組織変更については、常勤監査役の同意事項としております。
8. 当行の監査役への報告に関する体制
- (1) 当行の取締役等及び使用人が当行の監査役に報告するための体制
 - ① 取締役会等諸会議への監査役の出席、取締役宛稟議の監査役への回覧、監査結果を含む活動状況報告の他、「監査役報告規程」を制定し、重要な事項について監査役へすみやかに報告される体制を構築しております。
 - ② その他、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項については、担当役員がすみやかに監査役へ報告を行っております。
 - ③ なお、上記に拘わらず、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。
 - (2) 当行の子会社の取締役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告をするための体制
 - ① 当行は、連結子会社管理の統括部署として経営企画部関連事業室を設置し、連結子会社の管理状況を監査役に定期的又は随時報告しております。
 - ② 連結子会社は、各社が内部通報制度を設置するとともに、通報内容については経営企画部関連事業室を経由して、当行の監査役に報告しております。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当行は、コンプライアンスの基本方針において、内部通報制度の利用に際しては、通報者のプライバシーを尊重することを定めるとともに、人事その他あらゆる面で不利な取扱いをすることを禁止しております。

10. 当行の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査役会において監査役の職務遂行上必要であると決議された費用等について、あらかじめ予算に計上するとともに、追加の費用等の発生に際しては、すみやかにこれを負担しております。

11. その他当行の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 内部監査部門による報告・連携など監査役監査の実効性確保に資する措置を講じております。
- ② 代表取締役は監査役と定期的に意見交換会を開催しております。
- ③ 監査役が経営会議等の重要会議に出席し意見を述べる事が可能な運営としております。

業務の有効性・効率性、財務諸表の信頼性、法令遵守といった内部統制の適切性及び有効性を検証するため、監査部による内部監査、監査役監査、会計監査人監査等により監査機能の充実・強化を図っております。

また、各体制に基づく、本事業年度における運用状況の概要は以下の通りです。

1. 当行の取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 反社会的勢力対応を含むコンプライアンス対応について、事業年度中の対応結果・実績を取締役会に報告しました。また、コンプライアンス委員会を事業年度において7回開催し、コンプライアンスについて組織横断的な議論を実施しました。
- 内部監査については、監査結果を含む活動状況報告および品質評価結果を取締役会に報告しました。
- 内部通報制度に係る運用状況を、四半期毎に取締役会に報告しました。

2. 当行の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- 取締役会及び経営会議等の議事録について、適切に保管・管理を行いました。
- 広報活動については、年2回のディスクロージャー誌の発行に加えて、機関投資家向け決算説明会を新型コロナウイルス感染防止の観点からビデオオンデマンド形式にて対応し、説明動画および資料を当行ホームページ上で公開しております。また、当行の活動について広くご理解いただくため、適宜プレスリリースを実施しました。

3. 当行の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- リスク管理委員会を、事業年度において12回開催し、リスク管理における重要事項を組織横断的に共有・議論しました。
- 危機管理委員会を事業年度において3回開催し、危機管理における重点施策及び平常時における事前施策を策定しました。

4. 当行の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 中期経営計画の進捗状況について、四半期毎にフォローを行いました。
- 取締役会の権限の一部を経営会議及び各執行役員に委譲のうえ運営し、効率的な業務執行を図りました。

5. 当行並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

グループ内において、各社の経営計画ならびにコンプライアンス及びリスク管理に係る実績・取組結果について共有しました。

6. 当行の監査役の監査を支える体制

監査役は、取締役会等の諸会議に出席し、また当行及びグループ各社の代表取締役と定期的に面談を実施することにより、当行グループ全体の経営状況及び業務執行状況の把握を図りました。

また、監査役は、当行の内部監査部門及びグループ各社の監査役より、監査結果を含む活動状況報告等について報告を受けることにより、グループ各社における業務執行の適法性及び有効性を確認しました。

第99期末 (2021年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け	359,409	預当座預金	2,781,665
現金	30,858	当座預金	76,566
預け	328,551	普通預金	1,717,656
買入金	97	貯蓄預金	27,480
商品	132	定期預金	5,333
有価証券	132	定額積	941,189
地方債	528,602	その他の預金	2
地方債	30,007	譲渡性預金	13,436
地方債	120,584	債券借取引用	108,500
株式	144,033	借入金	4,638
その他の証券	37,908	外国為替	130,807
貸出金	196,069	外売	43
有形固定資産	2,297,615	その他	43
有形固定資産	4,510	未払金	0
有形固定資産	41,216	未払金	14,844
有形固定資産	2,077,924	未払金	475
有形固定資産	173,964	未払金	1,780
有形固定資産	3,377	未払金	830
有形固定資産	2,247	未払金	0
有形固定資産	263	未払金	863
有形固定資産	866	未払金	152
有形固定資産	16,363	未払金	268
有形固定資産	14	未払金	10,473
有形固定資産	1,951	退職給付引当金	3,969
有形固定資産	9	退職給付引当金	295
有形固定資産	727	退職給付引当金	2,496
有形固定資産	171	退職給付引当金	6,193
有形固定資産	13,490	負債の部合計	3,053,454
有形固定資産	19,957	(純資産の部)	
有形固定資産	6,364	資本	62,120
有形固定資産	12,048	資本	16,172
有形固定資産	268	資本	6,971
有形固定資産	1,275	資本	9,201
有形固定資産	2,878	資本	78,506
有形固定資産	2,496	資本	6,264
有形固定資産	0	資本	72,241
有形固定資産	381	資本	72,241
有形固定資産	6,193	資本	△937
有形固定資産	△6,533	資本	155,862
有形固定資産	3,228,092	資本	18,680
有形固定資産		資本	18,680
有形固定資産		資本	94
有形固定資産		資本	174,638
有形固定資産		資本	3,228,092

招集ご通知

事業報告

計算書類等

株主総会参考書類

第99期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経 営 益	27,708	40,476
当 利 息	21,763	
配 利 益	5,646	
受 取 手 続 料	△0	
引 取 手 続 料	155	
代 理 料	143	
代 理 料	9,834	
代 理 料	1,600	
代 理 料	8,234	
代 理 料	535	
代 理 料	148	
代 理 料	387	
代 理 料	0	
代 理 料	2,396	
代 理 料	652	
代 理 料	1,163	
代 理 料	581	
代 理 料		33,830
経 営 費	342	
利 息 費	258	
利 息 費	4	
利 息 費	14	
利 息 費	26	
利 息 費	39	
利 息 費	△0	
利 息 費	4,604	
利 息 費	325	
利 息 費	4,279	
利 息 費	524	
利 息 費	0	
利 息 費	1	
利 息 費	522	
利 息 費	25,430	
利 息 費	2,927	
利 息 費	1,675	
利 息 費	307	
利 息 費	264	
利 息 費	146	
利 息 費	531	
利 息 費		6,645
利 息 費		128
利 息 費		6,517
利 息 費	23	
利 息 費	105	
利 息 費		775
利 息 費	1,063	
利 息 費		1,838
利 息 費		4,679

第99期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 株主資本等変動計算書 (単位:百万円)

	株 主 資 本								株主資本計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自己株式	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資本剰余金計	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金計		
当 期 首 残 高	62,120	6,971	8,831	15,802	5,952	69,438	75,390	△ 947	152,366
当 期 変 動 額									
新 株 の 発 行	1,183	1,183		1,183					2,366
資本金から剰余金への振替	△ 1,183		1,183	1,183					-
準備金から剰余金への振替		△ 1,183	1,183	-					-
剰 余 金 の 配 当					312	△ 1,876	△ 1,563		△ 1,563
当 期 純 利 益						4,679	4,679		4,679
自己株式の取得								△ 2,000	△ 2,000
自己株式の処分			3	3				10	14
自己株式の消却			△ 2,000	△ 2,000				2,000	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当 期 変 動 額 合 計	-	-	369	369	312	2,803	3,115	10	3,496
当 期 末 残 高	62,120	6,971	9,201	16,172	6,264	72,241	78,506	△ 937	155,862

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当 期 首 残 高	8,634	8,634	83	161,084
当 期 変 動 額				
新 株 の 発 行				2,366
資本金から剰余金への振替				-
準備金から剰余金への振替				-
剰 余 金 の 配 当				△ 1,563
当 期 純 利 益				4,679
自己株式の取得				△ 2,000
自己株式の処分				14
自己株式の消却				-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10,046	10,046	11	10,057
当 期 変 動 額 合 計	10,046	10,046	11	13,553
当 期 末 残 高	18,680	18,680	94	174,638

第99期末

(2021年3月31日現在)

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	359,415	預 金	2,768,896
買入金銭債権	97	譲渡性預金	108,500
商品有価証券	132	債券貸借取引受入担保金	4,638
有価証券	528,844	借入金	145,202
貸出金	2,295,318	外国為替	43
外国為替	3,377	その他負債	23,741
その他資産	39,691	退職給付に係る負債	5,446
有形固定資産	20,186	役員退職慰労引当金	58
建物	6,380	睡眠預金払戻損失引当金	295
土地	12,048	繰延税金負債	2,729
リース資産	63	支払承諾	6,193
その他の有形固定資産	1,694	負債の部合計	3,065,745
無形固定資産	3,212	(純資産の部)	
ソフトウェア	2,824	資本金	62,120
リース資産	4	資本剰余金	16,172
その他の無形固定資産	383	利益剰余金	83,613
繰延税金資産	505	自己株式	△ 937
支払承諾見返	6,193	株主資本合計	160,969
貸倒引当金	△ 8,737	その他有価証券評価差額金	18,720
資産の部合計	3,248,236	退職給付に係る調整累計額	△ 928
		その他の包括利益累計額合計	17,792
		新株予約権	94
		非支配株主持分	3,635
		純資産の部合計	182,491
		負債及び純資産の部合計	3,248,236

第99期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収益		49,986
資金運用収益	27,205	
貸出金利	21,783	
有価証券利息配当金	5,123	
コールローン利息及び買入手形利息	△ 0	
預け金利息	155	
その他の受入利息	143	
役務取引等収益	10,833	
その他の業務収益	535	
その他の経常収益	11,411	
償却債権取立益	655	
その他の経常収益	10,755	
経常費用		42,761
資金調達費用	441	
預金利息	257	
譲渡性預金利息	4	
コールマネー利息及び売渡手形利息	14	
債券貸借取引支払利息	26	
借入金利息	136	
その他の支払利息	1	
役務取引等費用	3,901	
その他の業務費用	524	
その他の経常費用	25,743	
貸倒引当金繰入額	1,884	
その他の経常費用	10,266	
経常利益		7,224
特別損失		129
固定資産処分損失	23	
減損	105	
税金等調整前当期純利益		7,095
法人税、住民税及び事業税	1,099	
法人税等調整額	1,089	
法人税等合計		2,188
当期純利益		4,907
非支配株主に帰属する当期純利益		143
親会社株主に帰属する当期純利益		4,763

招集ご通知

事業報告

計算書類等

株主総会参考書類

第99期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書 (単位:百万円)

	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	62,120	15,802	80,413	△ 947	157,388
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	1,183	1,183			2,366
資本金から剰余金への振替	△ 1,183	1,183			-
剰余金の配当			△ 1,563		△ 1,563
親会社株主に帰属する当期純利益			4,763		4,763
自己株式の取得				△ 2,000	△ 2,000
自己株式の処分		3		10	14
自己株式の消却		△ 2,000		2,000	-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	-	369	3,200	10	3,580
当 期 末 残 高	62,120	16,172	83,613	△ 937	160,969

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	8,661	△ 2,563	6,097	83	3,323	166,892
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行						2,366
資本金から剰余金への振替						-
剰余金の配当						△ 1,563
親会社株主に帰属する当期純利益						4,763
自己株式の取得						△ 2,000
自己株式の処分						14
自己株式の消却						-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	10,059	1,635	11,694	11	312	12,018
当 期 変 動 額 合 計	10,059	1,635	11,694	11	312	15,598
当 期 末 残 高	18,720	△ 928	17,792	94	3,635	182,491

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 千葉興業銀行
取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 義 博 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 長谷川 敬 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社千葉興業銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。
- 利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の連結計算書類に係る監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月12日

株式会社 千葉興業銀行
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 藤井 義博 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社千葉興業銀行の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社千葉興業銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。
- 利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月12日

株式会社千葉興業銀行	監査役会	
常勤監査役	加藤 重人	㊟
常勤監査役	横山 均	㊟
社外監査役	安藤 正紀	㊟
社外監査役	坂本 淳一	㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当行は、銀行業としての公共性に鑑み、健全経営を確保するため内部留保の充実を図るとともに、安定的な配当に努めていくことを基本方針としております。当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当行普通株式

1株につき金3円 総額 177,733,032円

当行第二種優先株式

1株につき金104円 総額 416,000,000円

当行第1回第六種優先株式

1株につき金550円 総額 330,000,000円

当行第1回第七種優先株式

1株につき金900円 総額 587,700,000円

当行第2回第七種優先株式

1株につき金7,101円 総額 33,609,033円

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月28日

第2号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役9名全員が任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名	現在の当行における地位
1	あおやぎ しゅんいち 青柳 俊一	再任 取締役会長（代表取締役）
2	うめだ ひとし 梅田 仁司	再任 取締役頭取（代表取締役）
3	まつまる りゅういち 松丸 隆一	再任 取締役副頭取（代表取締役）
4	たての よしあき 立野 嘉明	再任 専務取締役・専務執行役員
5	かんだ やすみつ 神田 泰光	再任 常務取締役・常務執行役員
6	しらい かつみ 白井 克己	再任 常務取締役・常務執行役員
7	とや ひさこ 戸谷 久子	再任 社外 独立 取締役（社外取締役）
8	やまだ えいじ 山田 英司	再任 社外 独立 取締役（社外取締役）
9	すぎうら てつろう 杉浦 哲郎	再任 社外 独立 取締役（社外取締役）

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
1	<p>あお やぎ しゅん いち 青 柳 俊 一 (1955年7月12日生)</p> <p>再任</p>	<p>1980年4月 当行入行 1996年8月 当行国際部調査役兼ニューヨーク駐在員事務所長 2003年7月 当行参事経営企画部担当部長 2004年5月 当行参事経営企画部長 2004年6月 当行執行役員経営企画部長 2007年5月 当行常務執行役員 2007年6月 当行常務取締役常務執行役員 2009年6月 当行取締役頭取CEO 2019年4月 当行取締役会長 現在に至る</p>	<p>普通株式 4,100株</p> <p>第2回第七種優先株式 4株</p>
	<p>《取締役候補者とした理由》 1980年より当行の一員として、国際業務、経営企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。2009年6月より当行取締役頭取を務めた後、2019年4月に当行取締役会長に就任するなど、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>		
2	<p>うめ だ ひと し 梅 田 仁 司 (1962年12月24日生)</p> <p>再任</p>	<p>1986年4月 当行入行 2004年1月 当行市場金融部部長代理 2006年4月 当行薬円台支店長 2010年10月 当行経営企画部部長代理 2012年7月 当行参事経営企画部担当部長 2014年4月 当行参事経営企画部長 2014年6月 当行執行役員経営企画部長 2016年4月 当行執行役員本店営業部長 2016年5月 当行常務執行役員本店営業部長 2017年4月 当行常務執行役員 2018年6月 当行常務取締役常務執行役員 2019年4月 当行取締役頭取CEO 現在に至る</p>	<p>普通株式 3,600株</p> <p>第2回第七種優先株式 10株</p>
	<p>《取締役候補者とした理由》 1986年より当行の一員として、経営企画、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。当行常務取締役常務執行役員を経て、2019年4月に当行取締役頭取に就任するなど、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>		

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
3	まつ まる りゅう いち 松丸 隆一 (1959年8月1日生) 再任	1983年4月 株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行 1989年10月 株式会社スイス富士銀行（現・スイスみずほ銀行）出向 1994年11月 富士証券株式会社（現・みずほ証券株式会社）出向 2002年4月 みずほ証券株式会社資本市場第4部部長 2008年2月 株式会社みずほ銀行船橋支店長 2010年8月 みずほインベスターズ証券株式会社（現・みずほ証券株式会社）執行役員 2014年6月 確定拠出年金サービス株式会社代表取締役社長 2017年5月 当行常務執行役員 2017年6月 当行取締役副頭取COO 現在に至る [現担当] 人事部、市場金融部	普通株式 3,800株
《取締役候補者とした理由》 1983年に株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行以来、国際業務、証券業務、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、2017年より当行の一員となり、当行取締役副頭取として、経営経験も豊富な人物であります。 人事部、市場金融部の担当役員を務める等、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。			
4	たて の よし あき 立野 嘉明 (1957年8月8日生) 再任	1981年4月 当行入行 2004年5月 当行審査部部長代理 2007年7月 当行参事審査部担当部長 2009年6月 当行執行役員審査部長 2012年4月 当行執行役員本店営業部長 2013年4月 当行執行役員 2013年5月 当行常務執行役員 2016年6月 当行常務取締役常務執行役員 2018年6月 当行専務取締役専務執行役員 現在に至る [現担当] 審査部、総務部、お客さまサービス部、市場業務部	普通株式 3,910株 第2回第七種優先株式 6株
《取締役候補者とした理由》 1981年より当行の一員として、審査、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 審査部、総務部、お客さまサービス部、市場業務部の担当役員を務める等、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
5	<p style="text-align: center;">かん だ やす みつ 神 田 泰 光 (1962年11月2日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">再 任</p>	<p>1986年4月 株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行</p> <p>2002年11月 株式会社みずほ銀行高田馬場駅前支店副支店長</p> <p>2005年1月 株式会社みずほコーポレート銀行（現・株式会社みずほ銀行）名古屋営業部第四チーム次長</p> <p>2007年4月 同行業務管理部業務推進役</p> <p>2010年4月 同行金融公共法人業務部付参事役 当行出向経営企画部副部長</p> <p>2016年4月 当行出向経営企画部長</p> <p>2016年6月 当行執行役員経営企画部長</p> <p>2017年5月 当行常務執行役員経営企画部長</p> <p>2019年4月 当行常務執行役員</p> <p>2020年6月 当行常務取締役・常務執行役員 現在に至る</p> <p>[現担当] 経営企画部、リスク統括部、事務本部（総合事務部、事務集中部）</p>	<p>普通株式 3,800株</p> <p>第2回第七種優先株式 6株</p>
<p>《取締役候補者とした理由》 1986年に株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行以来、業務管理、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、当行の一員となってからも経営企画部、リスク統括部、事務本部（総合事務部、事務集中部）の担当役員を務める等、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者となりました。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
6	しら い かつ み 白井克己 (1963年11月5日生) 再任	1987年4月 当行入行 2004年11月 当行柏支店地区法人部長 2007年4月 当行浦安支店長 2010年4月 当行営業統括部部長代理 2012年4月 当行五井支店長 2013年7月 当行参事五井支店長 2014年4月 当行参事支店業務部担当部長兼支店業務部第一グループ長 2015年4月 当行参事支店業務部長 2015年6月 当行執行役員支店業務部長 2016年4月 当行執行役員法人戦略部長 2016年5月 当行執行役員営業副本部長兼法人戦略部長 2019年4月 当行常務執行役員エリア長兼本店営業部長 2020年4月 当行常務執行役員営業本部長 2020年6月 当行常務取締役・常務執行役員 現在に至る [現担当] 営業本部 (営業企画部、営業支援部、営業推進部)	普通株式 2,800株
	《取締役候補者とした理由》 1987年より当行の一員として、営業等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。 営業本部 (営業企画部、営業支援部、営業推進部) の担当役員を務める等、その経験や知見を当行取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できるため、取締役候補者としました。		

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
7	と や ひ さ こ 戸 谷 久 子 (1952年8月1日生) 再任 社外 独立	1975年4月 千葉県入庁 2000年4月 同県健康福祉部児童家庭課主幹・少子化対策室長 2002年4月 同県総合企画部女性サポートセンター所長 2004年4月 同県総合企画部男女共同参画課長兼総務部副参事 2007年4月 同県商工労働部次長兼総務部参事 2008年4月 同県健康福祉部次長 2009年4月 同県健康福祉部長 2011年4月 同県環境生活部長 2013年3月 同県退職 2013年4月 千葉県国民健康保険団体連合会常務理事 2015年6月 当行社外取締役 現在に至る	普通株式 1,700株
	<p>《社外取締役候補者とした理由及び期待される役割》</p> <p>千葉県での長年にわたる地方行政の経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、引き続き、その経験や実績等を踏まえて経営監督機能の強化にご尽力いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p> <p>同氏は、過去に社外取締役となること以外の方法で会社の経営に直接関与した経験はありませんが、上記理由に基づき、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。</p> <p>なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。</p>		

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
8	<p style="text-align: center;">やま だ えい じ 山 田 英 司 (1955年7月18日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>1978年4月 日本電信電話公社（現・日本電信電話株式会社）入社</p> <p>2001年6月 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ金融システム事業本部金融ビジネス企画本部長</p> <p>2002年4月 同社ビジネス開発事業本部決済ビジネス事業部長</p> <p>2004年5月 同社決済ソリューション事業本部副事業本部長</p> <p>2005年6月 同社執行役員</p> <p>2011年6月 同社取締役常務執行役員</p> <p>2012年6月 同社代表取締役副社長執行役員</p> <p>2015年6月 同社顧問 日本電子計算株式会社代表取締役社長（現任）</p> <p>2017年6月 当行社外取締役 現在に至る</p> <p>〔重要な兼職の状況〕 日本電子計算株式会社代表取締役社長</p> <p>《社外取締役候補者とした理由及び期待される役割》 日本電子計算株式会社代表取締役社長であり、システム開発等（地銀共同センター関連等）の経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、引き続き、その経験や実績等を踏まえて経営監督機能の強化にご尽力いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。 上記理由に基づき、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。 なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。</p>	<p>普通株式 1,200株</p>

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
9	すぎ うら てつ ろう 杉浦 哲郎 (1954年7月30日生) 再任 社外 独立	1977年4月 株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行） 入行 2002年4月 株式会社みずほ銀行関連事業部付外向 株式会社富士総合研究所（現・みずほ総合研究所株式会社） 理事チーフエコノミスト 2003年4月 株式会社みずほフィナンシャルグループ グループ戦略第一部付外向 みずほ総合研究所株式会社 チーフエコノミスト 2004年4月 同社経営企画部付外向 みずほ総合研究所株式会社 チーフエコノミスト 2005年4月 同社執行役員経営企画部付 みずほ総合研究所株式会社 常務執行役員チーフエコノミスト 2007年4月 みずほ総合研究所株式会社専務執行役員 2011年7月 同社副理事長 2014年4月 一般社団法人日本経済調査協議会 専務理事 2019年6月 当行社外取締役 現在に至る	普通株式 700株
<p>《社外取締役候補者とした理由及び期待される役割》</p> <p>1977年に株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行）入行以来、経営企画業務等に携わる等、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。また、みずほ総合研究所株式会社副理事長を務める等、経営経験も豊富な人物であります。その経験や実績等を踏まえ、社外取締役としての役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、引き続き、その経験や実績等を踏まえて経営監督機能の強化にご尽力いただくことを期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。上記理由に基づき、当行の社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。</p> <p>なお、同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。</p>			

- (注)
- 候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
 - 戸谷久子氏、山田英司氏および杉浦哲郎氏は社外取締役候補者です。当行は当該3氏を東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取引所に届出を行っており、本議案において当該3氏の選任が承認可決された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
 - 山田英司氏は、過去10年間に於いて、当行の特定関係事業者である株式会社エヌ・ティ・ティ・データの業務執行者でありました。
 - 社外取締役との責任限定契約について
 当行は、候補者戸谷久子氏、山田英司氏および杉浦哲郎氏との間で、当行定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、賠償責任の限度額を法令が規定する額に限定する責任限定契約を締結しております。本議案において当該3氏の選任が承認可決された場合、引き続き同内容の責任限定契約を継続する予定

- であります。
5. 損害保険ジャパン株式会社との役員等賠償責任保険契約について
当行は、損害保険ジャパン株式会社との間で、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、取締役、監査役及び執行役員が、その職務の執行に関して責任を負い、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約によって補填することとしております。被保険者ごとの損害賠償てん補限度額及び総てん補限度額が定められており、また法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。
保険料は特約分も含め当行が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

第3号議案 監査役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役3名が任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
1	<p>か とう しげ と 加 藤 重 人</p> <p>(1959年6月24日生)</p> <p>再任</p>	<p>1982年4月 株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行） 入行</p> <p>2002年10月 株式会社みずほコーポレート銀行（現・株式会社みずほ銀行） 金融・公共法人企画部 付参事役 当行出向</p> <p>2005年2月 株式会社みずほ銀行ローン・職域業務部次長</p> <p>2006年3月 同行ローン業務部室長</p> <p>2009年2月 当行出向リスク統括部参事役</p> <p>2009年4月 当行出向参事リスク統括部長</p> <p>2009年6月 当行執行役員リスク統括部長</p> <p>2010年5月 当行常務執行役員リスク統括部長</p> <p>2013年4月 当行常務執行役員</p> <p>2019年4月 当行執行役員</p> <p>2019年6月 当行監査役 現在に至る</p>	<p>普通株式 15,900株</p>
<p>《監査役候補者とした理由》</p> <p>1982年に株式会社富士銀行（現・株式会社みずほ銀行） 入行以来、ローン業務等に携わり、また当行の一員となつてからも総合事務部の担当役員を務めるなど、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。</p> <p>当行における実務等を通じて監査に関する十分な知識と経験を有しており、監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、監査役候補者となりました。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
2	<p style="text-align: center;">よこ やま ひとし 横 山 均</p> <p style="text-align: center;">(1961年10月4日生)</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid red; padding: 2px;">再任</p>	<p>1984年 4 月 当行入行 2003年 1 月 当行市場金融部部長代理 2004年 1 月 当行四街道支店長 2005年 5 月 当行梅郷支店長 2007年 1 月 当行営業統括部部長代理 2008年 4 月 当行営業統括部副部長 2009年 4 月 当行市場金融部長 2010年 7 月 当行参事市場金融部長 2010年10月 当行参事柏支店長 2013年 4 月 当行参事リスク統括部長 2014年 6 月 当行執行役員リスク統括部長 2017年 4 月 当行執行役員総務部長 2018年 4 月 当行常務執行役員 2020年 4 月 当行執行役員 2020年 6 月 当行監査役 現在に至る</p>	<p style="text-align: center;">普通株式 20,400株</p>
<p>《監査役候補者とした理由》 1984年より当行の一員として、市場金融業務、営業等に携わり、またリスク統括部の担当役員を務めるなど、豊富な業務経験を有し、業務全般を熟知しております。当行における実務を通じて監査に関する十分な知識と経験を有しており、監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、監査役候補者となりました。</p>			

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
3	菊川 隆志 (1960年4月21日生) 新任 社外 独立	1983年4月 安田生命保険相互会社（現・明治安田生命保険相互会社）入社 2001年4月 同社金沢支社長 2004年1月 明治安田生命保険相互会社新宿支社長 2006年4月 同社札幌支社長 2009年4月 同社コンプライアンス統括部長 2012年4月 同社業務部長 2014年4月 同社執行役大阪本部長 2016年4月 同社常務執行役 2020年4月 同社専務執行役 2021年4月 同社常任顧問（現職） 現在に至る	普通株式 0株
	《社外監査役候補者とした理由》 明治安田生命保険相互会社での経歴により、客観的な監査の目で社外監査役の役割を果たすための知識と経験を兼ね備えた適任者であると判断したことから、社外監査役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 菊川隆志氏は社外監査役候補者です。本議案において同氏の選任が承認可決された場合、当行は同氏を、東京証券取引所有価証券上場規定第436条の2に定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
3. 菊川隆志氏は、過去10年間に於いて、当行の特定関係事業者である明治安田生命保険相互会社の業務執行者でありました。
4. 社外監査役との責任限定契約について
 本議案において菊川隆志氏の選任が承認可決された場合、当行は同氏との間で、当行定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、賠償責任の限度額を法令が規定する額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。
5. 損害保険ジャパン株式会社との役員等賠償責任保険契約について
 当行は、損害保険ジャパン株式会社との間で、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、取締役、監査役及び執行役員が、その職務の執行に関して責任を負い、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約によって補填することとしております。被保険者ごとの損害賠償てん補限度額及び総てん補限度額が定められており、また法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由がありません。
 保険料は特約分も含め当行が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当行の株式の種類及び数
よね くら ひで ゆき 米倉 偉之 (1952年6月4日生)	1984年4月 弁護士登録 1984年4月 杉本・柳川・奥山法律事務所（現在は、東京丸の内法律事務所）入所 現在に至る	0株
<p>《社外監査役候補として選任する理由》</p> <p>米倉偉之氏につきましては、長年の弁護士として培われた法律知識を監査役に就任された場合に当行の監査体制に活かしていただくため、社外監査役候補として選任をお願いするものであります。</p> <p>なお、同氏は直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたします。</p>		

- (注) 1. 補欠監査役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 米倉偉之氏は、社外監査役候補として選任するものであります。
3. 米倉偉之氏が監査役に就任した場合、当行は同氏との間で、当行定款の規定に基づき、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、賠償責任の限度額を法令が規定する額に限定する責任限定契約を締結する予定であります。
4. 米倉偉之氏が監査役に就任した場合、当行は同氏を、東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
5. 損害保険ジャパン株式会社との役員等賠償責任保険契約について
 当行は、損害保険ジャパン株式会社との間で、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を締結し、取締役、監査役及び執行役員が、その職務の執行に関して責任を負い、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約によって補填することとしております。被保険者ごとの損害賠償てん補限度額及び総てん補限度額が定められており、また法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。
 保険料は特約分も含め当行が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

第5号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 昨今のコーポレートガバナンスの高度化を背景とした社外役員
の増加に加え、コロナ感染拡大を機とした働き方の変化や
BCP発生時の通信遮断環境下における取締役会開催など、
取締役会の運営の一層の効率化を図ることを目的に、今般
「取締役会の決議の省略」（いわゆる「書面開催」等）を導
入することとするため、変更案第40条（取締役会の決議）の
一部を変更し、併せて将来的に取締役会の電磁的記録を導入
する際に備え、変更案第41条（取締役会の議事録）を追加す
るものであります。
- (2) 上記の規定の追加に伴い、条数等の変更を行うものでありま
す。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現	行	定	款	変	更	案
第1条～第5条	第1章 総則 (条文省略)			第1条～第5条	第1章 総則 (現行どおり)	
第6条～第10条	第2章 株式 (条文省略)			第6条～第10条	第2章 株式 (現行どおり)	
第11条～第23条	第2章の2 優先株式 (条文省略)			第11条～第23条	第2章の2 優先株式 (現行どおり)	
第24条～第30条	第3章 株主総会 (条文省略)			第24条～第30条	第3章 株主総会 (現行どおり)	
第31条～第39条	第4章 取締役および取締役会 (条文省略)			第31条～第39条	第4章 取締役および取締役会 (現行どおり)	

現 行 定 款	変 更 案
<p>第40条（取締役会の決議）</p> <p>取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第40条（取締役会の決議）</p> <p>取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってする。</p> <p><u>2 前項にかかわらず、取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、議決に加わることができる取締役の全員が書面または電磁的記録により当該提案に同意し、かつ監査役が異議を述べないときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>第41条（条文省略）</p> <p style="padding-left: 2em;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第42条～第49条（条文省略）</p> <p style="padding-left: 2em;">第6章 計算</p> <p>第50条～第53条（条文省略）</p>	<p>第41条（取締役会の議事録）</p> <p><u>取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役および監査役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。</u></p> <p>第42条（現行どおり）</p> <p style="padding-left: 2em;">第5章 監査役および監査役会</p> <p>第43条～第50条（現行どおり）</p> <p style="padding-left: 2em;">第6章 計算</p> <p>第51条～第54条（現行どおり）</p>

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当行の取締役の報酬額につきましては、2014年6月27日開催の第92回定時株主総会において、年額144百万円以内としてご承認いただき今日に至っております。

当行では、今後の持続的成長に資する専門知識を有する人材の登用や、更なるガバナンス強化を図るための取締役増員等に備え、柔軟かつ機動的な体制を整えるため、取締役の報酬額を年額200百万円以内に増額したいと存じます。

なお、取締役の報酬額につきましては、使用人兼務取締役の使用人としての給与および賞与は含まないものとし、支給時期や個別の報酬額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

また、現在の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は、引き続き9名（うち社外取締役3名）となります。

第7号議案 取締役に対する株式報酬型ストックオプションの具体的な内容決定の件

1. 提案の理由

当行では、2014年6月27日開催の第92回定時株主総会において、取締役の業績および企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を従来以上に高めるため、取締役に対する株式報酬型ストックオプションを導入し、同株主総会第6号議案による報酬等（年額144百万円以内）とは別枠にて、取締役に対して株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を年額30百万円以内の範囲とし、かつ各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の総数の上限を600個とすることにつきご承認いただきました。その後、ストックオプション報酬の年額は据え置きとし、各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の総数の上限について、2019年6月26日開催の第97回定時株主総会において750個、2020年6月25日開催の第98回定時株主総会において1,200個に変更することにつきご承認いただき、今日に至っております。

今般、「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（令和二年法務省令第52号）の施行に伴い、株式報酬型ストックオプション等に関する株主総会決議事項が明確化されたことを踏まえ、改めて、株式報酬型ストックオプションの具体的な内容につき承認をお願いするものです。

本議案は、「会社法の一部を改正する法律」等に対応したものであり、株式報酬型ストックオプションの具体的な内容について、実質的な変更を加えるものではありません。

なお、現在の取締役の員数は9名（うち社外取締役3名）ですが、第2号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認された場合、取締役の員数は、引き続き9名（うち社外取締役3名）となります。

2. 新株予約権の内容

新株予約権の内容は次のとおりであります。

(1) 新株予約権の割当ての対象者

当行取締役（社外取締役を除く）

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式は当行普通株式とし、各新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株とします（以下「付与株式数」といいます。）。

なお、割当日後に当行が、当行普通株式につき、株式分割、株式無償割当て又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てます。

・調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当て又は株式併合の比率

また、当行が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合又は当行が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当行は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

- (3) 新株予約権の総数
1,200個を各事業年度に係る定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権の上限とします。
- (4) 新株予約権の払込金額
新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額とします。なお、当該払込金額は、各取締役が有する同額の当行に対する報酬債権と相殺するものとします。
- (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該各新株予約権の行使により交付される付与株式数に1株当たり1円を乗じた金額とします。
- (6) 新株予約権の権利行使期間
新株予約権の割当日の翌日から30年以内の範囲で当行取締役会が定める期間とします。ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。
- (7) 新株予約権の行使の条件
新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」といいます。）は、当行の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日から10日間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとします。
- (8) 新株予約権の譲渡制限
譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承諾を要するものとします。
- (9) 行使時に交付すべき株式の1株に満たない端数の処理
新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとします。

(10) 取得条項の内容

ア 以下の①、②、③、④または⑤のいずれかの議案につき当行株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当行の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当行は無償で新株予約権を取得することができる。

- ①当行が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ②当行が分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案
- ③当行が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
- ④当行の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- ⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当行の承認を要することまたは当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

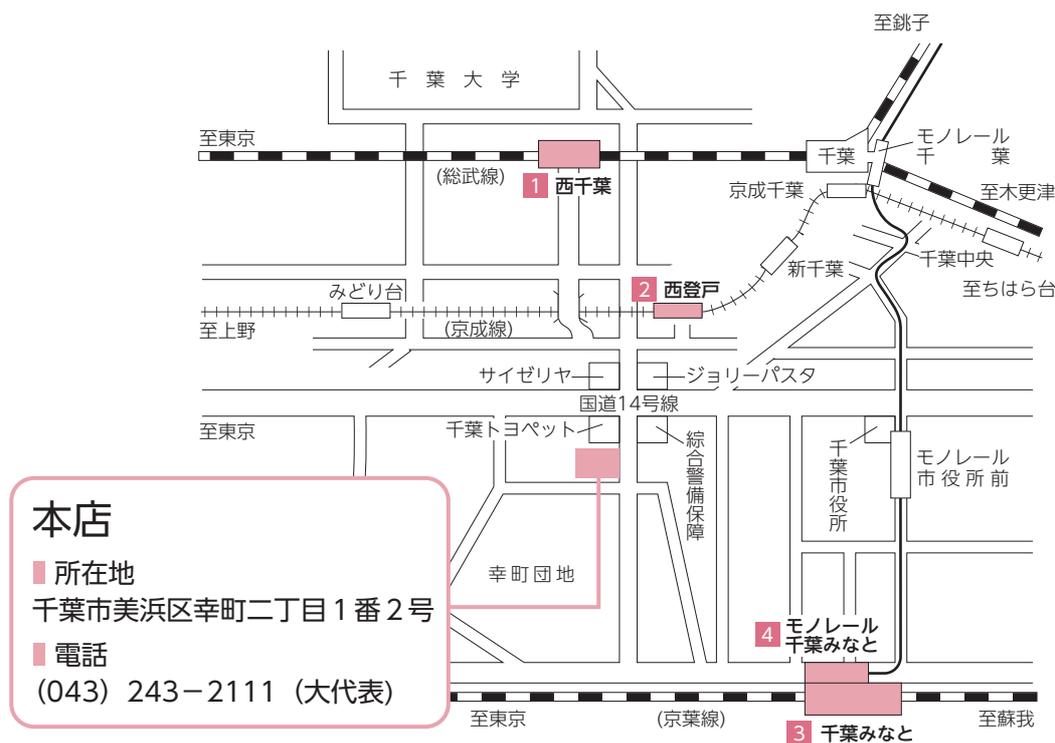
イ 前項のほか、当行と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約書に定める事由が発生したときには、取締役会決議により当行が無償で新株予約権を取得し消却することができるものとする。

(11) その他の内容

新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めるものとします。

以上

株主総会会場のご案内



本店

■ 所在地
千葉市美浜区幸町二丁目1番2号

■ 電話
(043) 243-2111 (大代表)



1	総武線	西千葉駅から	徒歩約11分	約900m
2	京成線	西登戸駅から	徒歩約8分	約700m
3	京葉線	千葉みなと駅から	徒歩約15分	約1,200m
4	モノレール	千葉みなと駅から	徒歩約15分	約1,200m

本店

お願い
駐車場スペースに限りがございますので、公共交通機関等をご利用いただきますようお願い申し上げます。